

# 公立大学法人滋賀県立大学体育施設管理使用規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 8 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、滋賀県立大学体育施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、「体育施設」とは、次の施設をいう。

- (1) 体育館（アリーナ、柔剣道場）
- (2) 陸上競技場
- (3) 野球場
- (4) テニスコート

(使用資格)

**第 3 条** 体育施設を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 滋賀県立大学（以下「本学」という。）の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学が主催する行事等の参加者
- (4) その他学長が適当と認めた者

(施設の使用)

**第 4 条** 体育施設は、本学の正課の授業および研究ならびに行事等に使用するほか、次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外活動
- (2) 本学の学生または教職員のレクリエーション、行事等
- (3) その他学長が適当と認めた場合

2 課外活動に使用する場合は、別に定める体育施設使用調整会議において使用計画を調整するものとする。

(使用時間)

**第 5 条** 体育施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、特別の場合については、この限りでない。

- (1) 屋内施設 午前 7 時から午後 1 0 時まで
- (2) 屋外施設 午前 7 時から日没まで

(使用できない日)

**第 6 条** 次に掲げる日および学長があらかじめ指定する日は、体育施設を使用できないものとする。

(1) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 課外活動およびその他学長が適当と認めた場合は、前項第1号および第2号は適用しないものとする。

(使用手続)

**第7条** 体育施設を使用しようとする者（正課の授業を除く。）は、次の各号に定める日までに体育施設使用許可願（様式第1号）を学長に提出し、許可を得なければならない。

(1) 課外活動に使用する場合は、月別年間使用計画書（様式第2号）を添付のうえ毎年5月31日までに提出すること。

(2) 学生または教職員もしくはその他学長が適当と認めた者が使用する場合は、使用日の7日前までに提出すること。

2 学長は、前項に規定する願があったときは、適当と認められるものについて使用を許可する。

(使用の制限)

**第8条** 課外活動に使用する場で、体育施設の使用を許可した後、正課の授業および行事等のため体育施設を使用する必要が生じたときは、使用を制限することがある。

(使用上の遵守事項)

**第9条** 体育施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた使用目的以外には使用しないこと。

(2) 許可を受けた期間および時間帯を厳守すること。

(3) 周辺の秩序を乱さないこと。

(4) 施設、設備、器具等を破損しないこと。

(5) その他許可に際して付された条件および指示に従うこと。

2 前項の規定が守られない場合は、その後の使用については許可しないことがある。

(損害賠償)

**第10条** 体育施設を使用する者は、故意または重大な過失により施設、設備、器具等を破損または紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(使用心得)

**第11条** 体育施設を使用する者は、別に定める使用心得を厳守しなければならない。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

